

33 非適格合併における抱合株式を理解するには？

Q 親会社が子会社を非適格合併した場合の子会社株式、いわゆる抱合株式の考え方について教えてください。

A 合併法人である親会社は、抱合株式について、株主としての処理を行います。これについては、株主としての処理と合併法人としての処理を区別して考えると理解が容易です。

さらに、子会社の資産に対する支配が、間接保有から直接保有に切り替わる構造が共通していることから、グループ法人税制における発行法人への株式の譲渡と同様の処理となっていることが分かります。

ただし、注意すべきは、グループ法人税制と異なり、グループ外の会社を非適格合併した場合でも抱合株式につき、譲渡損益が計上されないことです。

子会社の純資産 5000 (時価 6000)、子会社株式に対応する資本金等の額 200、子会社株式の出資簿価 700

1 株主としての処理……

未収金	1000	／	資本金等の額	200
		／	みなし配当	800
資本金等の額	700	／	子会社株式	700

2 合併法人としての処理……

純資産	5000	／	未払金	1000 (未収金と相殺)
		／	資本金等の額	4000

上記1と2を統合すると、条文どおりの処理になります。

純資産	5000	／	資本金等の額	3500
		／	子会社株式	700
		／	みなし配当	800

(白井 一馬 (税))

グループ外の法人を非適格合併しても譲渡損益が生じない理由とは？ 34

Q なぜ、グループ外の会社を非適格合併した場合でも、抱合株式について、譲渡損益が計上されないのですか。

A グループ法人税制では、発行法人への自己株式としての株式譲渡などの資本等取引について、株主が出資資産を取り戻す集中型再編につき、株主が保有する株式については、譲渡損益を認識せず、簿価譲渡としています。

これに対し、合併における抱合株式は、100%支配関係があるか否かにかかわらず、合併対価の前払的性格を有するとみることができることから、合併により増加する資本金等の額のマイナス項目と位置付け、抱合株式に係る譲渡損益は認識せず、簿価譲渡としています。

いずれも、条文上は、簿価譲渡と整理したことから、適格合併における抱合株式と同様の処理が行われることとなります。

この改正により、合併前に被合併法人の株式を時価で取得しておき、合併によって、みなし配当金額と株式譲渡損を両建てすることによる節税が防止されることになりました。

(白井 一馬 (税))